

改正

平成27年 5月22日告示第195号

平成30年11月30日告示第461号

安曇野市低入札価格調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの調査等（以下「低入札価格調査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査の対象とする入札)

第2条 低入札価格調査の対象とする競争入札は、安曇野市最低制限価格制度実施要綱（平成21年安曇野市告示第195号）に基づく最低制限価格を設ける競争入札以外で安曇野市建設工事等指名選定委員会（安曇野市建設工事等指名選定委員会設置規程（平成17年安曇野市告示第148号）に基づく安曇野市建設工事等指名選定委員会をいう。以下「指名選定委員会」という。）が決定した建設工事（以下「対象工事」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下これらを単に「入札」という。）とする。

(調査基準価格)

第3条 市長は、対象工事の請負契約を締結しようとする場合における、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該入札における予定価格に100分の82.5を乗じて得た額（この額に1万円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）とする。

(入札の周知)

第4条 市長は、前条の規定による調査基準価格を定めた入札であるときは、安曇野市財務規則（平成17年安曇野市規則第39号）第106条の規定による一般競争入札の公告又は同規則第117条第2項に規定する指名競争入札通知書にその旨を記載し、周知するものとする。

(入札の執行等)

第5条 入札執行者は、調査基準価格を定めた入札において、入札の結果、調査基準価格を下回る価格による入札が行われたときは、入札者に対し、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「調査対象入札者」という。）及びその入札価格を告げ、当該入札を保留することを宣言し、調査対象入札者に対して低入札価格調査を行い、当該調査を行った後に落札者を決定し、後日通知する旨を告げて入札を終了するものとする。

(低入札調査委員会の設置)

第6条 入札執行者は、前条に規定する低入札価格調査を実施するため、低入札調査委員会を設置する。

- 2 低入札調査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は入札執行者を、委員は当該対象工事に応じて委員長が指名する5人以内の職員をもってこれに充てる。
- 4 低入札調査委員会は、委員長が招集する。
- 5 委員長は、必要により設計者等の有識者に意見を求めることができる。

(調査の実施)

第7条 低入札調査委員会は、次に掲げる事項について調査を行うものとし、委員長が必要と認めるときは調査対象入札者に対し、低入札価格調査実施に関する照会(様式第1号)により必要な書類の提出を求めることができる。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 当該対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 当該対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 当該対象工事箇所と入札者の事業所等との地理的条件
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械の数の状況及び使用予定機械の供給方法
- (8) 労働者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事
- (10) その他必要な事項

2 前項の規定により書類の提出を求められた調査対象入札者は、低入札価格調査に関する回答(様式第2号)により、当該照会に記載された提出場所に提出期限内に持参して提出するものとする。

(調査対象入札者を落札者とする場合の措置)

第8条 入札執行者は、前条に規定する低入札調査委員会での調査の結果、調査対象入札者を契約の相手方とすることが適当であると認めたときは、直ちに当該入札者に落札者とする旨を通知するとともに、他の入札者全員にその旨を知らせるものとする。

2 前項の通知は、口頭又はその他の方法により行うことができるものとする。

(調査対象入札者を落札者としめない場合等の措置)

第9条 入札執行者は、第7条に規定する低入札調査委員会での調査の結果、調査対象入札者を契約の相手方とすることが適当ではないと認められるときは、指名選定委員会に低入札価格調査に基づく審査依頼書(様式第3号)を提出し審査を受けなければならない。

第10条 指名選定委員会は、前条の規定により低入札価格調査に基づく審査依頼書の提出があったときは、調査対象入札者を落札者とするか否かの審査を行うものとする。

2 入札執行者は、前項に規定する審査により調査対象入札者が当該契約内容に適合した履行がされると認められたときは、直ちに当該入札者に落札者とする旨を通知するとともに、他の入札者

全員にその旨を知らせるものとする。

- 3 入札執行者は、第1項に規定する審査により調査対象入札者が当該契約内容に適合した履行がされないおそれが高いと認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者（その入札した価格が、調査基準価格以上のもの又は調査基準価格未満のものであって前2条に規定する調査を実施し当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められたものに限る。この項において同じ。）を落札者と決定する。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札を不落とするものとする。
- 4 前項の規定により調査対象入札者を落札者としなないときは、直ちに当該入札者に落札者としなない旨を低入札価格調査に基づく結果通知書（様式第4号）により通知を行うとともに、他の入札者全員に落札者の決定又は当該入札が不落となった旨の通知をするものとする。
- 5 第2項及び前項（調査対象入札者に係る部分を除く。）の通知は、口頭又はその他の方法により行うことができるものとする。

（適正な施工の確保）

第11条 監督職員（安曇野市財務規則第130条に規定する監督を行う者をいう。）は、調査対象入札者が落札者となった場合は、適正な施工を確保するため、施工体制台帳、施工計画書等の記載内容に沿った施工が確実に実施されていることを随時確認するとともに、記載内容と異なる施工が行われている場合は、その理由の聴取を行い、適切な指導を行うものとする。

附 則

この告示は、平成25年8月21日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。

附 則（平成27年5月22日告示第195号）

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成30年11月30日告示第461号）

この告示は、平成30年11月30日から施行する。